

都市計画法第81条第1項の規定に基づく監督処分を次のとおり行いましたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成28年9月16日

京都市長 門川 大作

1 監督処分の相手方

京都市伏見区羽束師菱川町395

株式会社山川運送 代表取締役 山川作三

2 違反行為地

京都市伏見区羽束師菱川町404番2, 405番2, 406番2, 407番2及び408番2

3 違反行為の内容

都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく変更許可を受けることなく、開発行為を行ったこと。

4 監督処分（命令）の内容

平成29年1月16日までに、開発行為の変更許可を取得すること。

5 命令を行った日

平成28年9月15日

(都市計画局都市景観部開発指導課)